

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 2月13日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ： 1件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	4号機	プラント停止操作中において、機器に供給する電源の隔離作業の際、操作を誤ったため原子炉給水ポンプが停止し原子炉水位が低下。このため、原子炉水位の回復操作を実施したところ原子炉水位が上昇し、「原子炉水位高」の警報が発生し、タービンが自動停止したため、対応検討	A s	2月11日公表済

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：41件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	補助海水ポンプ（C）出口逆止弁の点検時、弁体ライニングに噛み傷及び弁棒コーティングに剥離が認められたため、当該弁を修理	D	
2	1号機	主低圧タービン（A）目視検査時、ロータ20段の翼タイヤワイヤ止めスリーブ銀口ウ部に浸食が認められたため、当該部を補修	D	
3	1号機	廃棄物処理建屋エアラインマスク用所内空気系ドレン弁において、噴出し口よりエアリークが認められたため、当該部を点検・修理	D	
4	1号機	所内ボイラ（B）保管用窒素封入装置において、「窒素ガス封入圧力高低」の誤警報表示が認められたため、当該圧カスイッチを点検・修理	D	
5	1号機	補助海水ポンプ出口ストレーナにおいて、本体内部に腐食が認められたため、当該部を点検・修理	D	
6	1号機	活性炭ホールドアップ装置冷却塔送風機（A-A）起動時、ベルト及びプーリ付近より異音が認められたため、当該ベルトを点検・調整	D	
7	2号機	主発電機固定子冷却水導電率記録計において、打点N○1に打点不良が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
8	2号機	発電機ガス供給装置水素ガス圧力調整弁において、ダイヤフラムのフランジボルトより水素ガスの微少リークが認められたため、対応検討	D	
9	2号機	タービン駆動原子炉給水ポンプオイルタンク（A）油面計（接点付）の定例確認時、レベル高警報設定値に不良（ドリフト）が認められたため、当該設定値を点検・修理	D	
10	2号機	燃料プール冷却水系スキマサージタンク補給時、レベルスイッチの設定値不良（ドリフト）が認められたため、当該レベルスイッチを点検・修理	D	
11	2号機	中央制御室換気系空調冷凍機の潤滑油フィルタにおいて、銅管接続部（3箇所）に油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
12	2号機	原子炉圧力容器温度記録計において、打点N○9（ドレンライン）の打点不良が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
13	2号機	発電機ガス供給装置水素ガス圧力調整弁の点検時、点検対象弁を間違えて分解点検していたことが認められたため、対応検討	C	
14	3号機	制御棒駆動水圧制御ユニット（50-31）ドレン弁（107弁）において、微少なシートパスが認められたため、対応検討	D	
15	3号機	廃棄物処理系廃液中和タンク（A・B）復水脱塩装置受入弁において、駆動用空気配管フィルタの上蓋キャップに外れが認められたため、当該キャップを取付	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
16	3号機	高圧復水ポンプ（B）吐出弁において、開側リミットスイッチの取付ネジ・ナットに外れが認められたため、当該ネジ・ナットを取付	D	
17	3号機	高圧復水ポンプ（C）吐出弁において、開側リミットスイッチの取付ナットに外れが認められたため、当該ナットを取付	D	
18	4号機	非常用ディーゼル発電機（A）室のユニットヒータ（UH4-27）蒸気通気時、ヒータコイルより蒸気リークが認められたため、当該コイルを点検・修理	D	
19	4号機	潤滑油貯蔵タンク室換気系排気ルーバの動作確認時、動作不良が認められたため、当該ルーバを点検・修理	D	
20	4号機	タービン建屋床ドレンサンプピットにおいて、結露による漏えいの誤警報の発生が認められたため、当該部を点検・清掃	D	
21	4号機	原子炉冷却材浄化ポンプ（B）において、メカシール部よりリーク（鉛筆一本程度）が認められたため、当該メカシール部を点検・修理	D	
22	4号機	所内ボイラ（B）ドラム保管用窒素ガス供給弁において、シートパスの可能性が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
23	4号機	所内ボイラ（A）アトマイズ蒸気配管のフレキシブル配管において、蒸気リークが認められたため、当該配管を点検・修理	D	
24	5号機	取水設備洗浄水圧力検出用圧力スイッチ収納箱において、銘板に塗装されていることが認められたため、当該銘板を交換	D	
25	5号機	重油移送ポンプ出口圧力計において、ダンブナー（脈動防止装置）に腐食が認められたため、当該ダンブナーを交換	D	
26	5号機	非常用ディーゼル発電機（A）発電機軸温度検出器の点検時、フレキシブル保護管に破損が認められたため、当該保護管を修理	D	
27	5号機	原子炉建屋2階所内用空気系配管の点検時、閉止プラグに外れが認められたため、当該プラグを取付	D	
28	5号機	活性炭ホールドアップ塔室換気空調用冷水ポンプにおいて、グランド受け皿のドレン配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・修理	D	
29	6号機	原子炉建屋計装ラック等の点検時、3階の端子箱（1箇所）の開閉ハンドル部に破損が認められたため、当該ハンドル部を修理	D	
30	6号機	原子炉建屋計装ラック等の点検時、地階・3階のケーブル箱の蓋止めネジに外れ（各1箇所）が認められたため、当該ネジを取付	D	
31	6号機	補助海水ポンプ（A）モータ冷却水流量スイッチの点検時、当該計器内部に水滴の付着が認められたため、当該計器を点検・修理	D	
32	6号機	循環水ポンプ廻り計器の点検時、保護アクリルカバーに破損（3箇所）が認められたため、当該カバーを交換	D	
33	6号機	所内用空気系空気圧縮機（A）の試運転時、油圧低圧力スイッチの設定値不良（ドリフト）が認められたため、当該圧力スイッチを点検・修理	D	
34	6号機	原子炉冷却材浄化系逆洗水受タンクのベントフィルタ差圧計において、計器入口弁（低圧側）操作ハンドルに空廻りが認められたため、当該ハンドルを点検・修理	D	
35	6号機	制御棒駆動水圧制御ユニット（46-23）スクラム電磁弁（SV-117）において、接続ホース部よりエアリーク（微少）が認められたため、対応検討	C	
36	6号機	主変圧器防災噴霧水排水ポンプにおいて、潤滑油補給器の油に変色が認められたため、当該軸受を点検及び油を交換	D	
37	6号機	原子炉再循環MGセット室換気空調機（A）加熱コイル用ドレントラップバイパス弁において、操作ハンドルに空廻りが認められたため、当該ハンドルを点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
38	6号機	原子炉建屋換気系給気ファン切替操作において、予備機の自動起動不能が認められたため、対応検討	C	
39	集中環境施設	高温焼却炉設備点検において、炉底熱電対保護管、に腐食・損傷が認められたため、当該保護管を交換	D	
40	集中環境施設	計装用圧縮空気機後部冷却器（B）において、ドレントラップに動作不良が認められたため、当該ドレントラップを点検・修理	D	
41	集中環境施設	廃液濃縮系濃縮器の密度計検出ライン洗浄操作において、蒸発器側配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話 : 0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで